

**口座を開設されるお客さまへのお願い
(サークル、模合、自治会、JVなど法人格を持たない団体)**

近年、預金口座を悪用した犯罪の移転・隠ぺい事案や国際的なマネー・ローンダリング事案、海外への不正送金事案等が多発しており、金融機関には口座開設時の厳格化が求められております。

当行ではこうした金融犯罪を未然に防止するため、預金口座の開設をご希望されるお客さまに対して犯罪収益移転防止法等の関連法令等に基づき、下記書類のご提出をお願いしております。

お客さまにはご不便・お手数をおかけしますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申上げます。

【ご用意いただく書類等】

1. 本人確認書類（※1をご確認下さい。）
2. 法人格を持たない団体において、下記書類が作成されている場合は原本をご持参下さい。
 - ・団体の規約または会則
 - ・団体の総会議事録
 - ・許認可証等（行政機関の許認可・届出・登録等が必要な活動の場合）
 - ・設立年月日がわかる書類（団体の規約等に記載がない場合）

各書類は写しをとらせていただき、原本はご返却いたします。
3. ご印鑑

※1 本人確認書類（代表者、来店者）

【顔写真のある本人確認書類】窓口で原本をご提示ください。

- 運転免許証
運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付のもの）
旅券（パスポート）

※令和2年2月4日以降に申請された旅券には、別途、現住所の記載のある補足書類が必要となります。

- 在留カード（外国籍の方のみ）
マイナンバーカード
その他官公庁から発行された顔写真付きの書類で氏名・住所・生年月日が記載されているもの。

【顔写真のない本人確認書類】

以下の本人確認書類の場合には、窓口で原本をご提示いただくことに加え、現住所の記載のある公共料金の領収書等（携帯電話代の領収書は除く）で領収書日付が6ヶ月以内のものを併せてご提示ください。

- 各種資格確認書 各種福祉手帳 各種年金手帳 等

※いずれも、住所・氏名・生年月日の記載のあるものに限ります。

【上記の本人確認書類に記載されている住所が現住所と異なる場合】

現住所の記載のある次の補足書類をご提出ください。（領収日付等が6ヶ月以内のもの）

- 税金の領収書、納税証明書 社会保険料の領収書 公共料金の領収書（携帯電話代の領収書は除く）

【ご留意事項】

- ・基本的には代表者様にご来店をお願いしております。代表者様のご来店が難しく、代理人（資金管理担当者等）がご来店される場合には、取引の任に当たっている事を架電等にてご確認させていただきます。また、代表者様およびご来店者様の両方の本人確認書類提示が必要となります。
- ・調査のため、お申込みから口座開設まで2週間程度のお時間をいただく場合がございます。
- ・調査の結果、口座開設をお断りする場合もございますので、あらかじめご了承下さい。
- ・なお、預金口座の第三者利用や第三者への譲渡は法令により禁じられております。お手続き後にこれらの事実が判明した場合、口座の利用停止や解約をさせていただく場合がございます。